

## 小樽市ホームページ広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市ホームページ(以下「ホームページ」という)の広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載の承認)

第2条 ホームページに広告を掲載しようとする者は、市と広告枠の契約を締結している事業者を介して、掲載しようとする広告の原稿をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (掲載しない広告)

第3条 広告を閲覧する消費者等の保護を図るため、次に掲げる広告は、掲載しないものとする。

- (1) 市の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 大げさな表現、根拠のない表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- (6) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業に該当するもの
- (8) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和35年法律第145号)、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- (9) 消費者金融専門会社に関するもの
- (10) 商品先物取引又はこれに類するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないとして市長が認めるもの

### (広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで市長が指定する箇所とする。

### (広告の枠数、掲載料、規格及び制限)

第5条 掲載する広告はバナー広告とし、広告の枠数、掲載料及び規格は次のとおりとする。

- (1) 広告の枠数は、最大12枠とする。

(2) 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。

ア 掲載料 1 枠につき 1 箇月 20,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

イ 規格 (1 枠) サイズ 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル

容量 4.0KB 以内

形式 GIF89a

( 広告の掲載期間 )

第 6 条 広告を掲載する期間は、1 箇月単位で連続 6 箇月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

2 広告掲載期間中に、サーバー等のメンテナンス以外の理由でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖日数に応じて掲載期間を延長するものとする。ただし、これにより難しいと市長が認めるときは、当該日数分につき広告の掲載料を日割り計算により減額することができる。

( 委任 )

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、ホームページの広告の掲載に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 20 日から施行する。

附 則 ( 平 18.3.24 助役決裁 )

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平 20.7.7 総務部長決裁 )

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平 20.12.9 総務部長決裁 )

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。